



発行所 岩室村役場  
印刷所 巻・北洋印刷K・K

No.135

岩室村の人口

(6月1日現在)

|     |         |      |
|-----|---------|------|
| 男   | 4,232人  | (-1) |
| 女   | 4,805人  | (-7) |
| 計   | 9,037人  | (-8) |
| 世帯数 | 2,073世帯 | (+4) |

(住民基本台帳による)



# 「みどりの自然」をいつまでも 土地の乱開発を防止

## 自然環境保全条例並びに 大規模開発事業の適正化対策要綱で



美しい自然は、私たちの心を慰めてくれるばかりでなく、健康な生活をしてゆくうえにも欠かすことができません。

しかし、最近では異常な土地需用、日本列島改造の波にのって土地の買占め、乱開発は、私たち郷土の山野にも急速に進んでいます。このままでは、地域住民の自然環境が破壊され、住民の健康で文化的な生活の保障が危ぶまれています。この現状に対処するために県では、新潟県自然環境保全条例、新潟県大規模開発事業の適正化対策要綱をつくり、市町村と協力して土地の乱開発を防ぎ、計画的な土地利用によって住民の生活環境を保全することになりました。

環境保全条例では、大規模開発行為について、ゴルフ場の造成(二〇ha)、スキー場の造成(五ha)、宅地の造成(二ha)、(別荘地は)一ha、遊園地の建設(三ha)、普通索道の建設(一ha)まで、大規模開発適正化要綱では、一〇ha(別荘地)一ha

住宅、工場(二ha)以上の開発事業は、利用目的の如何にかかわらず、地主と交渉をもつ前に、市町村を経由して開発事業計画を知事に提出しなければなりません。そしてこの届出によってその事業が、県や村の土地利用計画に適合しない場合や、自然環境、文化財保護のうえから適当でないと思われた場合、知事は土地取引の中止勧告をすることができ、また、その開発事業計画が地域開発に役立ち、地域の自然や社会的条件に即したものであれば、村と開発協定を結び積極的に進めることができます。

この規定は、昭和四十八年四月十七日から適用され現在土地取得交渉中の方はもちろん、昨年一月一日以降すでに土地を取得した方もこの届出が必要となります。

またこの届出のお済みでない方は、早や目に届出して下さい。

美しい自然環境を後世に伝えるために事業者はもちろんのこと、一般村民のみなさんも自然の大切さを考え、乱開発の防止にご協力ください。

今後、事業者から土地取引の交渉がありましたら、事前に役場総務企画課へご相談下さい。

### 棚橋さん紺授褒章叙勲

#### 母校の教育振興功勞



母校岩室小学校の教育振興を願って、昨年、百万円をポンと寄贈した棚橋キヨさん(東京都世田谷区東玉川町一ノ四一ノ一四)は、このたび内閣総理府から、紺授褒章を叙勲されました。岩室小学校は同氏の善意の行為の使用法について、検討中であり、近く開校百周年記念事業で、大規模な交通公園設立が計画されております。これらの施設充実に充てられることも研究されている。交遊災害にさらされている児童は、善意の基金で完成した公園で勉強ができることになる。

### 知事への「たより」

#### あなたの声を県政に

#### 県政ポストの利用を



ご要望やご不満、あるいは相談したいことについて、率直な「おたより」をお寄せ下さい。

県政ポストは、役場住民課の窓口を設置され、県知事宛のハガキ(料金受取り人払い)が用意されています。返事が届くことになっております。みなさんの声を県政の足がかりとして、豊かな新潟県にいたしましょう。

飲酒運転をやめよう